

## ■平成27年8月からの制度改正

### ●一定以上所得の方の利用者負担が2割になります

利用者負担は、これまで所得にかかわらず一律に介護サービス費の1割でしたが、65歳以上で住民税が課税されており、合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）の方は2割負担になります。ただし、年金収入とその他の所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は、1割負担になります。

※要介護（要支援）認定を受けている方には、7月下旬に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が送付されます。

### ●高額介護サービス費の上限額が一部の方について変わります

利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されており、上限額を超えたときは超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。今回の改正では、上限額区分に「現役並み所得相当の方がいる世帯の方」が新設され、負担の上限額が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。対象になるのは、同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる方です。

ただし、次の場合はあらかじめ「介護保険基準収入額適用申請書」を提出することにより上限額が37,200円になります。

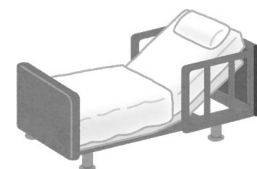
- ・同一世帯内に65歳以上の方が1人 → 収入が383万円未満
- ・同一世帯内に65歳以上の方が2人以上 → 収入の合計が520万円未満



### ●特定入所者介護サービス費を支給する条件が変わります

特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用する場合の食費・居住費は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については申請により負担軽減が行われています。これまでは、本人及び同一世帯の方の所得を基に対象となるかの判断をしていましたが、次の要件が追加になり、申請の際に申告が必要になります。

- ・世帯分離していても、配偶者が住民税課税者の場合は、対象になりません。
- ・預貯金等の金額を確認し、単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円を超える場合は、対象になりません。



### ●特別養護老人ホームの多床室の居住費が変わります

特別養護老人ホームの多床室の居住費に室料相当分の負担が加わり、入所する方やショートステイを利用する方のうち、食費・居住費の負担軽減を受けていない方は、居住費が370円から840円に引き上げられます。（低所得者の方は、負担軽減の申請により特定入居者介護サービス費が支給され、負担は増えません。）

【お問い合わせ】 地域福祉センター 介護保険係 (☎52-3333)